

機械等の取得価額等に関する明細書

連 結 事 業 年 度	・ ・ ・ ・	法人名	()
----------------------------	------------------	-----	-----

別表六の二(八)付表

平二十・四・一以後終了連結事業年度分

措法第42条の6第1項各号の該当号		1	第 号	第 号	第 号	第 号	第 号
事業種目		2					
資 産 区 分	種類	3					
	機械装置等の名称	4					
取 得 価 額	取得又は賃借の年月日	5	平 . . .	平 . . .	平 . . .	平 . . .	平 . . .
	指定事業の用に供した年月日	6	平 . . .	平 . . .	平 . . .	平 . . .	平 . . .
取 得 価 額	取得価額又は製作価額	7	円	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	8					
	差引改定取得価額 $((7)-(8))$ 又は $((7)-(8)) \times \frac{75}{100}$	9					
リ ー ス 費 用	リース料(月額)	10					
	リース契約期間の月数	11	月	月	月	月	月
	リース費用の総額	12	円	円	円	円	円
	改定リース費用の総額 $(12) \times \frac{60}{100}$	13					
機械装置等の概要							

別表六の二（八） 附表の記載の仕方

1 この明細書は、連結法人が措置法第68条の11第2項（中小連結法人が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）又は平成19年改正前の措置法第68条の11第2項若しくは第3項（中小連結法人が機械等を取得した場合等の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、この明細書は、各連結法人ごとに別葉で作成し、その連結法人の法人名を「法人名」のかっこの中に記載してください。

2 「措法第42条の6第1項各号の該当号1」の空欄には、特定機械装置等が措置法第42条の6第1項各号のいずれに該当するかを記載します。

3 「種類3」及び「機械装置等の名称4」には、特定機械装置等又は特定機械等の耐用年数省令別表第一から別表第三までに定める種類及び設備の名称を記載します。

4 「法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額8」には、法第81条の3第1項（個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入）の規定の適用を受ける場合（法第42条から第49条まで（圧縮記帳）の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合に限ります。）において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理したときに、その積み立てた金額（積立限度超過額を除きます。）

を記載します。

5 「差引改定取得価額 $\frac{75}{100}$ 」⁹は、 $((7)-(8))$ 又は $((7)-(8)) \times \frac{75}{100}$ は、措置法第42条の6第1項第1号から第3号まで（中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却）に掲げる減価償却資産にあつては「 $((7)-(8))$ 」を適用して計算した金額を、同項第4号に掲げる減価償却資産にあつては、「 $((7)-(8)) \times \frac{75}{100}$ 」を適用して計算した金額を記載します。

「10～13」の各欄は、平成19年改正前の措置法令第39条の41第5項第1号（リース税額控除の適用対象となる賃借の範囲）に規定するリース契約が平成20年3月31日以前に締結されたものである場合に限り記載します。

6 「リース契約期間の月数11」は、暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げて記載します。

7 「リース費用の総額12」には、特定機械等のリース契約期間において支払われる費用の額（当該減価償却資産の賃借に係る費用以外の費用の額は除きます。）を記載します。

8 「機械装置等の概要」には、減価償却資産が特定機械装置等又は特定機械等に該当することの詳細を記載します。